

基山町農業委員会会議録

平成29年6月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 石 正 人	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	西 依 義 實	出席	9	梁 井 正 義	出席
3	長 野 満 夫	出席	10	舟 木 壽	出席
4	大 村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂 本 勇 一	出席	12	簗 原 茂 行	出席
6	熊 本 富 雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井 上 忠 雄	出席			

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第14号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第15号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	9件
その他(1)	農業振興地域整備計画の変更申請について	2件
その他(2)	盛土届について	1件
その他(3)	平成29年度春期農作業標準賃金について	1件

審議開始 9時 00分

審議終了 11時 00分

平成29年6月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成29年第6回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9番委員と10番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第14号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので、認定を求めます。第14号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第14号議案1番朗読

この件につきましては、太陽光発電装置設置のため、農地転用を行うものです。申請理由につきましては、過去に土砂採取を行った土地で地盤が固く、一部は水はけも悪いため耕作には適さないと休耕地となっていたため、太陽光発電事業用地として活用することです。転用後は、1,900㎡に1,182枚の太陽光パネルを設置する計画となっております。その他の候補地について検討がなされましたが、地権者に営農意欲があることや他の事業計画があることなどの理由で同意が得られませんでしたので、申請した土地を選定しております。また、申請に際し、排水同意及び隣接農地の承諾は取れております。

今回の申請地の農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分について周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えます。

場所は、県道平等寺線沿い、中川美容室横の農地です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第14号議案1番について何かご意見はありませんか。

3番委員

場所的に、長野土木の資材置場に作る予定だったが駄目になり、里道の反対側の今回の申請地にという経緯です。今、何も作っておられません。県道沿いの上は栗林で、下は作っていないが、管理はしている状態で耕作はされていま

せんでした。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第14号議案1番については認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第14号議案1番は、全員一致で認定します。

次に、第15号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申請があったので、計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

1番と2番は、利用権の設定を受ける方が同じなので併せて説明をお願いします。

事務局

第15号議案1番、2番朗読

1番は、水のかかりが悪く耕作に不便な田のため、使用貸借権を設定されます。期間は5年です。場所は、城戸インター付近の圃場です。

2番は、兼業による経営縮小のため、使用貸借権を設定されます。期間は5年です。場所は、町営球場北側の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、1番の地元委員さんから何かありませんか。

9番委員

水かかりが悪く、ずっと水稻作付けはやっていませんでした。周辺も本人の土地なので問題はないと思われます。

議 長

続いて、2番は、地元委員さんから何かありませんか。

2番委員

金丸に住んでいた方が借りて耕作をしていた土地だが、その方が亡くなり引継ぎ手がありませんでした。今回、借り手が見つかったという形になります。

議 長

借り手は、皆さんご存知ではありますが、養蜂のためにいくつか農地を借りていますね。それによって、周囲に問題があったとか、圃場が荒れているとか、そういうことはありませんか。管理はちゃんとされているでしょうか。

6 番委員

管理はちゃんとされています。

7 番委員

問題ないと思われます。

13 番委員

黒谷の圃場は、花が終わったら耕しています。ほったらかしということはありません。あの状態ならば、水田に戻すことは可能かと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第15号議案1番と2番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第15号議案1番と2番は、全員一致で決定します。

次に、第15号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第15号議案3番朗読

3番は、病気等による労力不足により使用貸借権を設定されます。期間は5年です。場所は、5区福祉施設そばの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

議 長

意見は特にないようですので、第15号議案3番は計画決定したいと思います

すが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第15号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第15号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第15号議案4番朗読

4番は、高齢化により使用貸借権を設定されます。期間は3年です。場所は、ドラッグストアモリの南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありました。何かご意見はありませんか。

10番委員

以前作られていた方が、規模縮小を希望され、今回の申請者が引き受けた形となります。

実際は7名でつくっており、今回の圃場を加えると1町8反ほどになり、機械も揃っており、人手もありますので、大丈夫だと思います。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第15号議案4番は計画決定したいと思います。すが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第15号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第15号議案5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第15号議案5番朗読

5番は、貸人の都合により使用貸借権を設定されます。期間は3年です。場所は、大興善寺駐車場からさらにあがった、県道沿いの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

1 番委員

申請者は、野菜中心に農業をやっており、真面目な人柄で問題はないと思われます。ネット販売や、博多駅のファーマーズマーケットなどにも出店しています。

議 長

他に意見はありませんか。ここは、猪も出ますし大変な所ですね。

議案の6番も一緒に議論したいと思いますが、何か意見はありますか。

1 番委員

無いです。6番の借り主は前回の会議でも話があった方ですね。城戸で1枚田を借りて野菜を作っていたと思います。

議 長

なければ、第15号議案5番と6番を一緒に計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第15号議案5番と6番は、全員一致で決定します。

次に、第15号議案7番から9番はすべて再設定のため、一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

第15号議案7番から9番まで再設定のため朗読省略

7番は使用貸借権の再設定で、期間は2年です。場所は、小松集落の上、大興善寺参道から左に上がったところの圃場です。

8番は使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、正応寺インター付近の圃場です。

9番は賃貸借権の再設定で、期間は3年です。賃借料は1筆30kgです。場所は、2区タングステン横の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、地元農業委員さんから補足がありましたらお願いします。まず、7番の地元委員さんから。

1番委員

申請書は水稲となっているが間違いで、野菜の栽培に訂正をお願いします。集落協定の団体に共同作業で作っています。去年は、大豆を2枚作りましたが猪で全滅でしたので、今回は、キクイモを作ろうかと考えています。

1.1番委員

何名で作っているのか。

1番委員

10名です。

議長

次に、8番の地元委員から。

2番委員

2回目の更新です。あぜの草刈などもされ、これまでもきれいに管理されています。

議長

9番の地元委員から。

8番委員

借り主と話をしたが、問題ありません。

議長

他に意見はありませんか。なければ、第15号議案7番から9番まで計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第15号議案7番から9番は、全員一致で決定します。

次に、その他（1）農業振興地域整備計画の変更について、申し出がありましたので意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（1）の1説明

この件につきましては、農用地利用計画を変更する場合、町長部局より農業委員会に意見を求めることとなっております。今回の協議内容は、宅地開発に伴う農道拡幅について、協議をお願いします。

これは、隣接する市街化田の開発に伴い、道路を整備する必要があり、その道路の候補として他に2か所検討しておられましたが、条件に合う場所がなく、今回の申請となっております。

面積も749㎡のうち49.13㎡、4,303㎡のうち238.04㎡と必要最小限と認められるため、特に問題はないと考えます。

場所は、役場近く、真尻の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、みなさんから何かご意見はありませんか。

9番委員

住宅地開発のために農道を拡幅するという計画と思いますが、農道は農業専用道路であり、そこを生活道路として使用するということはできるのですか。開発後の住宅に住む者にとっては、申請地の農道が生活道路になると思うがその辺は、どのように理解していますか。

既存の農道を一般の人が使うのは、規制が出来ないから黙認しているだけだと思いが、農道というのは農業専用道路であり、普通の人にとっては通ってはいけないことになっていると思いますが、それを生活用道路に使うというのが事前に分かったうえで農道を拡幅するというのは、ちょっと理解が出来かねます。開発者が購入して、後に町道にするかという話ですか。

13番委員

ここに書いてあるが、隣接する市街化田の開発に伴い道路を整備する必要があると。これは、こういう法律があるのではないのでしょうか。

事務局

法律は、開発の方です。土地の開発をするときに、それに出入りする道路を整備することは必要とあります。

8番委員

農道という話が出ていますけれども、その底地の名義はどこになっていますか。里道ですか、それとも基山町ですか。というのも、基山町は正式に、農道台帳というものを持っているかと思ひまして。

道路の種類というのは、国道、県道、市町村道となり、農道という名義は正式には無いと思ひます。ただ、耕作をするための道路ということで農道とお話はされていますけれども。

もともと里道があれば国有地として、圃場整備して返します。もし道路でなかった場合は、個人名義に返すわけにはいきませんので基山町の名義を新たに起こすわけですね。底地の関係もあるわけですよ。

1番委員

名義は、どこになっているのでしょうか。

議 長

事務局が調べに行きましたので、ここで10分間くらい休憩にしたいと思います。

— 10分休憩 —

議 長

それでは、再開します。

事務局

底地名義は、国交省です。

8番委員

補足説明します。

こういう里道を法定外公共物と言います。法定内とは道路法で認められた道路で、国道、県道、市町村道の認定を受けた道路で、それ以外の道路を法定外道路と言います。

向平原地区は、圃場整備されたときに、里道があったということで、名義が建設省、現在の国土交通省で地番も持っています。建設省にあったけれども、建設省名義の里道等をすべて基山町に譲与申請をしております。なので、ここは基山町が認定した町道ではありませんが、名義は基山町になります。

ここを利用して耕作をされる方の利害関係が無いようにしておかないといけないと思います。

道路の奥側の方の同意もですね。圃場整備の関係で作ってある道路ですのでエル型の道路に隣接する農地の方の同意もとっておかなければならないと思います。

事務局

申請の際の同意書は、エル字型の内側の方しかとっていません。上の方はとってないです。

8 番委員

エル字型の長辺で同意を取られていない農地ですが、利用者の方には、必要かわからないですけれども同意を取られていた方が良くと思います。

議 長

他にありませんか。では、その他（1）の1について、事務局の方で意見をまとめて下さい。

事務局

では、まず1点として、今ご指摘ありました、今まで農道を利用していた人たち、すべてに同意を取る必要があると思います。

次に、最終的に町道に認定してもらうために、町に所属する道路としてきちんと手続きをとることということで、意見を付与して町の方に回答したいと思っています。

議 長

今、事務局がまとめた意見にて回答したいと思いますが、同意の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

ではその他（１）の１については全会一致で同意をいただきましたので、その内容で回答します。次にその他（１）の２について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（１）の２説明

これは、太陽光発電施設を設置し土地活用を行うため、計画の変更を申請するものです。候補として他に２か所検討しておりましたが、条件に合う場所がなく、今回の申請となっております。

面積も2,251㎡のうち912.6㎡で必要最小限と認められるため、特に問題はないと考えます。

場所は、消防分署から南へ下った、川沿いの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、みなさんから何かご意見はありませんか。

3 番委員

圃場としては、水稻も何も植えてないで冠水もあまりよくなかったところですね。

事務局

2,251㎡の全体写真の中の三角の形をした一部で、ここを912㎡使います。

7 番委員

ここを埋め立てたりするのですか。

事務局

埋め立て等はなく、そのまま太陽光パネルの設置を行うのではないかと思います。

9 番委員

こういう市街化調整区域の田を太陽光発電施設にする事例は、初めてではないでしょうか。今後のことを考えて十分に審議しないと同じような事例がたくさん出てくる可能性があると思います。

それと、地目変更はする必要があるのか。

13番委員

他の事例では、地目変更を行った記憶がある。

こういう案件が認可になると、また同じような事例が出てくると思いますけど。

9番委員

増えるかどうかは別として、きっかけになるということもあるかもしれないが、市街化区域に隣接するところで認めても良いのではないのでしょうか。

議長

では、その他（1）の2について、事務局の方で意見をまとめて下さい。

事務局

意見として。基山町では、青地の田を太陽光発電施設にする初めての事例ですが、市街化区域に近い田でもあるので、それに準じた考え方もあると思いますが、基山町の今後の農地の確保について影響が出る事例なので、町長部局にもよく検討をお願いしたいというところで意見を出しますがよろしいでしょうか。

議長

今、事務局がまとめた意見にて回答したいと思いますが、同意の方は挙手をお願いします。

全員挙手

5番委員

確認ですが、この事案はそのまま通ったという意味ですか。

事務局

一応これは通しますという方向です。今後事例ごとによく検討させてもらおうという事で先に進もうと思います。

議長

では、その他（1）の2については全会一致で同意をいただきましたので、その内容で回答します。

次に、その他（２）盛土届について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（２）説明

この件は、高齢化により水稻の栽培が負担になってきたということで、前面道路並みに盛土をすることによって車両の乗り入れを容易にし、畑として利用するためのものです。1～1.4m程度盛土します。

周辺農地の承諾及び農業委員さんの確認はいただいております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、みなさんから何かご意見はありませんか。

7番委員

ここだけが、この一角で田んぼになります。この道路から1.5m～2mほど低いです。申請者が、ここを盛土して畑作りをしたいと言っている。水もかかりにくい田ですので問題ありません。

9番委員

この申請地を盛土したら隣接しているハウスだけが低くなるようですが、問題ありませんか。

7番委員

ハウスも持ち主は一緒に、将来的にはそこも高くしたいと考えているようです。
この申請地より下に田はもうなく、水路も必要なくなります。

議 長

他にありませんか。なければその他（２）盛土届について認定される方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他（２）については、全員一致により認定します。

次にその他（３）平成29年度春期農作業標準賃金について、事務局から説

明をお願いします。

事務局

その他（３）説明

この件につきましては、毎年春と秋の２回、農作業標準賃金を従来の算定方法にて作成し、農業委員会の承認を得てから参考価格として公表しております。今年も、近代化資金利子が0.3%となっており、作業標準賃金は育苗を除き、ほぼ全体的に増となっております。

委員会で承認をいただきましたら、6月15日の広報に掲載したいと思いません。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

9番委員

実際、この数値をどれくらい利用されているのでしょうか。

事務局

昨年度は、1、2件電話で問い合わせはありました。その際に広報に掲載していますと案内はしております。

議長

他にありませんか。なければその他（３）について終わります。

これで本日の議案等は終わりましたが、全体をとおして何かありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成29年6月1日

署名人

議 長

委 員

委 員